

昭和四十一年政令第二百二十四号

四十一年政令第二百二十四号

野菜生産出荷安定法施行令  
内閣は、野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第三百三号）第二条、第三条第一項、第八条第一項、第十五条第一項第一号及び附則第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

スレタ	ビマン	じんにねぎ
春夏(四月から六月までを主な出荷時期として生産されるレタスをいう。)	同様に、以下。限いくうきけは及くいいくびゆつんはさゆはに以る。	春ねぎ(四月から六月までを主な出荷時期として生産されるねぎをいう。)
夏秋(六月から十月までを主な出荷時期として生産されるビーマンをいう。)	はくさい(七月から九月までを主な出荷時期として生産されるはくさいをいう。)	夏ねぎ(七月から九月までを主な出荷時期として生産されるねぎをいう。)
冬春(十一月から翌年五月までを主な出荷時期として生産されるビーマンをいう。)	はくさい(十月から翌年三月までを主な出荷時期として生産されるはくさいをいう。)	秋冬ねぎ(十月から翌年三月までを主な出荷時期として生産されるねぎをいう。)
主な出荷時期として生産されるレタスをいう。)	はくさい(六月から十月までを主な出荷時期として生産されるはくさいをいう。)	春ねぎ(四月から七月までを主な出荷時期として生産されるねぎをいう。)
夏秋(六月から十月までを主な出荷時期として生産されるレタスをいう。)	はくさい(七月から九月までを主な出荷時期として生産されるはくさいをいう。)	夏ねぎ(八月から十月までを主な出荷時期として生産されるんじんをいう。)
冬春(十一月から翌年三月までを主な出荷時期として生産されるレタスをいう。)	はくさい(十月から翌年三月までを主な出荷時期として生産されるはくさいをいう。)	冬にんじん(十一月から翌年三月までを主な出荷時期として生産されるんじんをいう。)

指定野菜の種類 キヤベツ	時期区分 四月から六月まで 七月から十月まで 十一月から翌年三月まで
きゅうり、トマト及び なす	七月から十一月まで 十二月から翌年六月まで
だいこん、ねぎ、ばれ いしょ及びほうれんそ う	四月から六月まで 七月から九月まで 十月から翌年三月まで
たまねぎ	四月から十月まで 十一月から翌年三月まで
にんじん	四月から七月まで 八月から十月まで 十一月から翌年三月まで
はくさい	一月から三月まで 四月から六月まで 七月から九月まで 十月から十二月まで
レタス	四月及び五月 六月から十月まで 十一月から翌年三月まで
ピーマン	
(生産出荷近代化計画の樹立) <b>第三条</b> 法第八条第一項の生産出荷近代化計画 は、当該野菜指定産地についての法第四条第一 項の規定による指定があつた日から三年以内に たるものとする。	
附 則 抄 この政令は、公布の日から施行する。 <b>附 則 (昭和四二年六月一日政令第二二五号)</b> この政令は、公布の日から施行する。 <b>一一号</b> この政令は、公布の日から施行する。	

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年六月一五日政令第  
八四号）

この政令は公布の日から施行する。  
附 則（昭和四六年四月二六日政令第  
四二号）

この政令は、公布の日から施行する。

八号)  
この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。  
附 則（昭和四九年四月一五日政令第  
二二号）

二ハ号  
この政令は、公布の日から施行する。

附 貝 (昭和五〇年六月二日政令第一号)

附則（昭和五一年五月一〇日政令第〇六号）

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五年四月二日政令第〇八号）

この政令は公布の日から施行する  
附 則 (昭和五三年五月四日政令第一二九号)

この政令は、公布の日から施行する。

○九号)  
この政令は、公布の日から施行する。

○二号) 附 則 (昭和五五年四月一八日政令第

この政令は、公布の日から施行する。  
附 則  
(昭和五六年四月七日政令第一)

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五七年四月一六日政令第  
二〇号）

○号 附則（昭和五八年四月一九日政令第

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年五月一日政令第一二六号）	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六〇年六月一一日政令第一八四号）	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六一年五月一六日政令第一六二号）	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六一年五月一一日政令第一六九号）	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六三年五月一七日政令第一四一号）	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成元年七月一四日政令第二二二号）	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成三年五月一五日政令第一六二号）	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二年八月一一日政令第一三二二号）	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成四年四月一〇日政令第一四六号）	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成五年四月二八日政令第一六二号）	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成六年七月八日政令第二二九号）	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成七年四月二八日政令第一八九号）	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成八年五月二九日政令第一五八号）	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成九年六月四日政令第一八一号）	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一〇年六月一一日政令第一〇九号）	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一一年四月二八日政令第一五二号）	この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年六月七日政令第二〇六五号）	この政令は、平成十三年五月一日から施行する。
附 則（平成一三年四月一八日政令第一六五号）	この政令は、平成十三年五月一日から施行する。
第一条 (施行期日) 抄	この政令は、公布の日から施行する。